

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局千葉事務所に届出を行っています。

1 初診料及び外来診療料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院に初めて受診した方は初診料291点を、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことのある方は外来診療料76点を算定いたします。

2 コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。

3 コンタクトレンズの診療を行う医師の氏名

坂 本 理 之	眼科診療経験	20年（令和7年4月現在）
吉 田 いづみ	眼科診療経験	20年（令和7年4月現在）
佐 藤 宏 樹	眼科診療経験	9年（令和7年4月現在）
阿 部 佳 史	眼科診療経験	9年（令和7年4月現在）

※ 上記について、ご不明な点がございましたら、受付窓口にお申し出ください。

聖隷佐倉市民病院長